ACSES ニュースレター_２３７１号（2022 年 8 月 25 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇スズキ本社食堂で 14 人が体調不良訴える 一酸化炭素中毒か〈放送報道〉
◇渋谷・ホテル街で火事　少なくとも 3 人病院搬送　「黒煙があがっている」と通報〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(石油ストーブ(開放式))〈消費者庁〉
・７５人が食中毒、弁当のエビチリやシューマイ食べて…宅配弁当店を処分　調理人からサルモネラ菌を検出〈新聞報道〉
・グリコ、「ＤＯＮＢＵＲＩ亭中華丼」など８０万個を自主回収…中国産シイタケから化学繊維混入か〈新聞報道〉
・税制上の特例措置の適用要件を満たさない設備に対する「工業会等による証明書」の誤発行がありましたので周知します〈経済産業省〉
◇事故、事件の続報
・【詳報】名古屋高速 バス横転 その時何が？ 脱出した乗客は〈放送報道〉／脱出した乗客はガラス割れた後部から…9 人死傷のバス炎上事故 横転のため非常口からの脱出不可能だったか〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・建設アスベスト訴訟　建材メーカーと遺族、初の和解成立　大阪地裁〈新聞報道〉
・日本郵便、非正規職が和解　広島地裁、待遇格差訴え〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原子力損害賠償紛争審査会による福島県内被災地の現地視察を実施します〈文部科学省〉
・デブリ年内搬出断念へ　福島第 1 原発、1 年延期か〈Web 報道〉
[原子力施設全般]
・東電、規制庁に連絡せず試験　柏崎原発で立ち会い要請も〈Web報道〉
・定期検査中の美浜原発３号機 運転再開の見通し立たず〈放送報道〉
・核のごみ、処分場の安全要件決定　地下埋設で原子力規制委〈Web報道〉
・原発７基、追加再稼働へ　来夏以降の電力不足解消で―経産省〈Web報道〉
・政府、次世代原発の必要性提示へ　方針転換、運転期間延長も検討〈新聞報道〉／新型原発、基準策定に時間必要　政府の建設検討で規制委員長〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 環境関連法改正情報（2022 年 7 月分）を更新しました〈産業環境管理協会〉
[4] 化学兵器禁止法に基づく指定物質の令和５年（１月～１２月）製造等・使用予定数量に関する届出について〈経済産業省〉
[5] 「化学物質ＧＬＰ査察実施要領」の留意事項（人健康影響）について（令和４年８月 12 日薬生薬審発 0812 第１号）〈厚生労働省〉

月下美人（ゲッカビジン）

[6] 食品安全衛生関係
◇食品安全関係情報を更新しました<内閣府食品安全委員会>
◇食品安全情報(化学物質)No.17(2022)を掲載しました。<国立医薬品食品衛生研究所>
[7] 廃棄物関係
◇令和２年度における小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について<環境省>／小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について取りまとめました（令和２年度分）<経済産業省>
◇産廃に汚染された島、撤去始まり 20 年たっても見えぬ回復　豊島の今<新聞報道>
[8] 温暖化対策関係
◇令和４年度国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務の実施について<環境省>
◇地球温暖化、農作物７０品目に深刻なダメージ　品質低下や収穫量減少　コメ、野菜、果物、豆類…食卓が脅かされる<Web 報道>
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　３件　　［公募結果、意見募集結果］　１件　　［調査結果］　３件
[10] その他省庁発表　　４件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：１件

****
[1] ***化学物質関係事故、事件関係***
◇スズキ本社食堂で 14 人が体調不良訴える 一酸化炭素中毒か
＜NHK　2022 年 8 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220823/k10013783611000.html
23 日昼過ぎ、静岡県浜松市にある自動車メーカー「スズキ」の本社の食堂で、ちゅう房にいた 14 人が体調不良を訴えました。
消防によりますと、このうち 2 人が一時、意識がもうろうとした状態になりましたが、いずれも意識が回復したということです。
警察と消防は、現場の状況などから一酸化炭素中毒の疑いがあるとみて、詳しい状況を調べています。
23 日午後 1 時前、浜松市南区にある「スズキ」の本社の食堂で「一酸化炭素中毒が発生しているようで、複数の人が倒れている」と従業員から消防に通報がありました。
消防によりますと、これまでに 14 人が体調不良を訴えて病院に搬送されました。
このうち 2 人は一時、意識がもうろうとした状態になりましたが、その後、2 人とも意識が回復したということです。
スズキによりますと、現場は本社の北館 1 階にある食堂のちゅう房の中で、14 人はいずれも調理を委託していた会社の従業員とみられるということです。
警察と消防は現場の状況などから一酸化炭素中毒の疑いがあるとみて、詳しい状況を調べています。
一酸化炭素“無色透明で無臭” その特徴は
一酸化炭素が呼吸で体のなかに取り込まれると、血液中で酸素を全身に運ぶ働きがある「ヘモグロビン」に結び付いて、酸素が体に行き渡るのを妨げます。

これによって酸素不足に陥り、さまざまな症状が出るのが「一酸化炭素中毒」で、軽度の頭痛や吐き気などから始まり、その後、意識を失ったり死亡したりする危険があります。
空気中の一酸化炭素の濃度や吸い込む時間によって症状は大きく変わってきます。
東京消防庁の資料によりますと、
▽空気中の濃度が 0.02%から 0.03%の場合、5、6 時間吸い込むと頭痛や耳鳴りなどの症状が出ます。
▽0.07%から 0.1%では 3、4 時間で呼吸や脈拍が早くなるなどし、やがて意識障害が出てくるとされています。
▽0.11%から 0.15%では 1 時間半から 3 時間で、浅い呼吸と深い呼吸を繰り返すなど呼吸がおかしくなり、けいれんを起こしたり意識を失ったりします。
さらに濃度が上がって
▽0.16%から 0.3%になると、1 時間から 1 時間半で呼吸や心臓の動きが弱くなり、血圧が低下して時には死亡することがあり、
▽0.5%から 1%になると、わずか 1、2 分でも、呼吸ができなくなって、死に至るとされています。

◇渋谷・ホテル街で火事　少なくとも 3 人病院搬送　「黒煙があがっている」と通報
＜FNN プライムオンライン　2022 年 8 月 23 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/406848
速報です。東京・渋谷区の京王井の頭線・神泉駅近くのホテルで火事があり、少なくとも 3 人が搬送されています。
午後 1 時すぎ、東京・渋谷区円山町の 4 階建てのホテルで「黒煙があがっている」とホテルの関係者から 110 番通報がありました。警視庁などによりますと火はホテルの 2 階から出たとみられこれまでに男女 3 人が病院に搬送されましたが、いずれも意識はあるということです。
現在、逃げ遅れた人がいないか確認しているということです。現場は、京王井の頭線の神泉駅からおよそ 150 メートルほどのホテルが建ち並ぶエリアです。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(石油ストーブ(開放式))
＜消費者庁　2022 年 8 月 23 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029813/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220823_01.pdf
特記事項:株式会社千石が輸入し、株式会社グリーンウッドが販売した石油ストーブ(開放式)のリコール(無償交換)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うち石油ストーブ（開放式）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：３件
（うちエンジン溶接機１件、マッチ１件、電気ストーブ（カーボンヒーター）１件）

・７５人が食中毒、弁当のエビチリやシューマイ食べて…宅配弁当店を処分　調理人からサルモネラ菌を検出
＜埼玉新聞　2022 年 8 月 24 日＞　https://www.saitama-np.co.jp/news/2022/08/24/05.html
埼玉県は２３日、東松山市の宅配弁当店「花蔵」の弁当を食べた１０～６０代の男女７５人が食中毒を発症し、同日から３日間の営業停止処分にしたと発表した。同じ日替わり弁当を食べたのは４７６人で、２３日現在で３人が入院している。
県食品安全課によると、弁当は１６日の昼食時に宅配され、１８日に東松山市の医療機関から「同じ弁当を食べた１５～３０人が体調不良を訴えている」と通報があった。７５人が下痢や腹痛、発熱などの症状を訴え、東松山保健所が調査したところ、患者３０人と調理従事者１人から食中毒の原因となるサルモネラ菌が検出された。発症した患者は卵エビチリやポークシューマイなどが入った同店の日替わり弁当を食べていた。
入院した３人は下痢などの症状が続いているが、命に別条はないという。

・グリコ、「ＤＯＮＢＵＲＩ亭中華丼」など８０万個を自主回収…中国産シイタケから化学繊維混入か
＜読売新聞　2022 年 8 月 24 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220824-OYT1T50201/
　江崎グリコは２４日、レトルト食品「ＤＯＮＢＵＲＩ亭」シリーズなど１１品目について、化学繊維が混入した可能性があるとして計約８０万個を自主回収すると発表した。今のところ健康被害の報告はないという。
　対象は、「ＤＯＮＢＵＲＩ亭中華丼」や「炊き込み御膳とり五目」、「ＳＵＮＡＯ　きのこ入りチーズクリーム」などのうち、賞味期限が２０２２年８月から２３年７月までの商品。
　食材として仕入れている中国産シイタケから混入した可能性があるといい、同じ業者の食材を使っている全商品を回収する。消費者からの問い合わせで判明した。
　問い合わせは、グリコお客様センター「商品回収係」（０１２０・３３４・０９０）。

・税制上の特例措置の適用要件を満たさない設備に対する「工業会等による証明書」の誤発行がありましたので周知します
＜経済産業省　2022 年 8 月 23 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220823004/20220823004.html?from=mj
---

◇*事故、事件の続報*

・**【詳報】名古屋高速 バス横転 その時何が？ 脱出した乗客は**
＜NHK　2022 年 8 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220823/k10013783981000.html
22 日、名古屋市の名古屋高速道路でバスが横転し炎上した事故で、その後の警察の捜査などで、事故が起きるまでのバスの動きや炎上したバスから乗客がどのように脱出したか、徐々に分かってきました。
詳しくまとめます。
バスの乗客と運転手 計 8 人のうち 2 人が死亡
22 日午前 10 時過ぎ、名古屋市北区の名古屋高速道路で、市中心部から県営名古屋空港に向かっていたバスが横転して炎上し、バスに乗っていた乗客と運転手あわせて 8 人のうち 2 人が死亡したほか、乗客 6 人と後続の乗用車を運転していた男性 1 人のあわせて 7 人がけがをしました。
名古屋市中心部から県営名古屋空港に向かう途中
横転したバスは 22 日午前 10 時過ぎ、名古屋市北区の名古屋高速道路を市中心部から県営名古屋空港に向かっていました。
事故現場は、名古屋高速道路の本線と「豊山南出口」へと続く車線が分かれる場所でした。
運行会社によりますとバスは目的地の空港に向かうためこの出口で高速道路を降りる予定だったということです。
バスは出口に向かう右側の車線を走行
ほぼまっすぐな 2 車線の本線に事故現場の 200 メートルほど手前から一番右側に出口へと続く車線が増えて 3 車線となります。
関係者によりますと、バスはこの一番右側の車線に入って出口に向かって走行していたということです。
出口手前で左側に進み 分離帯と衝突か
しかし、出口の手前で左側の本線の方に進み始め、間にあった分離帯に衝突したということです。
ブレーキの痕はなく 本線側に横転し炎上
現場にはブレーキの痕がなく、急なハンドル操作をする様子もないまま、分離帯に衝突して本線側に横転し、炎上したということです。
バスの 3 台後ろを走っていた車から撮影
当時、バスの 3 台後ろを走っていた車を運転していた男性が、事故直後の様子を撮影した映像です。横転したバスの前方部分から、黒い煙や炎が出ている様子が確認できます。
映像では、別の車に乗っていたとみられる男性が、煙が出ている部分に消火器を吹きかけている様子も確認できますが、火の勢いは収まることなく、より激しく燃え上がる様子が写されています。
撮影した男性「そのままのスピードで突っ込んだように見えた」
撮影した男性によりますと、バスは横転して 1 分ほどのちに火が出たということです。

男性は「事故が起きるまでは、ほかの車に変わった様子もなく道もよく流れていた。バスは方向を変えたり、減速したりすることなく、そのままのスピードで、分離帯に突っ込んでいったように見えた。当時は火炎がものすごく、消火器で火を消そうとした人以外は、近づくことが難しい様子だった」と話していました。

横転で乗降口ふさがれ 逃げにくい状況か

バスの運行会社「あおい交通」は記者会見で、事故が起きたバスは、左に倒れる形で横転し、車両の左側にある乗降口がふさがれたうえ、右側に設置されている非常口も上を向いたため、車内からは逃げにくい状況だったとみられると説明しました。

6 人は後部の窓付近から脱出

警察によりますとバスに乗っていた乗客と運転手あわせて 8 人のうち助かった乗客 6 人は事故の直後に横転したバスの後部の窓の付近から外に脱出したことが高速道路にあるカメラの映像などから確認できたということです。後部の窓が衝撃で割れたのか、乗客たちが割ったのかはわかっていないということです。また乗客が脱出した際には、バスの前方から煙があがっていたものの、炎は確認できなかったということです。

近くの車の人たちも救助手助けか

さらに現場近くに止まった車に乗っていたとみられる複数の人たちがバスに近づいていく様子も写っていて、脱出を手助けしようとしたとみられるということです。

消防到着時には壁面付近に避難

一方、名古屋市消防局によりますと、乗客 6 人は消防が到着した際にはすでにバスの外に出ていて、高速道路の壁面付近に避難して救助を待っていたということです。

運転手の 55 歳の男性とは連絡がとれておらず、警察は遺体の身元の確認を進めています。

警察は事故当時、運転手の体調などに異変がなかったか捜査するとともに、23 日の捜索で押収した資料を詳しく分析して、運転手の勤務実態などについても調べることにしています。

バス車両からの脱出や火災への対策は

国土交通省によりますとバスの車両の安全対策については「道路運送車両の保安基準」でさまざまな項目ごとに定められています。

このうち事故の際、車外への脱出に使う非常口については、通常、左前方にある出入り口から離れた▽車体の真後ろ側か▽右後ろ側に最低 1 か所設けるよう決められています。

非常口は万が一、火災や衝突などの非常事態が起きた際に、鍵や特別な器具を使わずに車内と車外の両方から開けることができる外開きの扉を備えることになっています。ただ、窓をたたき割るためのハンマーなどを車内に装備することは定めていないということです。

また、車両火災への備えについても同じ保安基準に定められています。▽バスの座席や車内の内装などには難燃性という燃えにくい素材を使用することが求められているほか、▽消火器については運転者や助手などが使用するのに便利な場所に備えるよう決められています。

・<u>脱出した乗客はガラス割れた後部から…9 人死傷のバス炎上事故 横転のため非常口からの脱出不可能だったか</u>

＜東海テレビ　2022 年 8 月 24 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/5e3b7a5c442ecb7ff000b739fb922feb471b3d7b

---

◇*<u>事故・事件対策、措置、訴訟等</u>*

・<u>建設アスベスト訴訟　建材メーカーと遺族、初の和解成立　大阪地裁</u>

＜毎日新聞　2022 年 8 月 23 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220823/k00/00m/040/103000c

建設現場でアスベスト（石綿）を吸って肺がんで死亡したとして、建設作業員だった男性の遺族が東証スタンダード上場の建材メーカー「日本インシュレーション」（大阪市）に損害賠償を求めた訴訟は 23 日、大阪地裁（石丸将利裁判長）で和解が成立した。会社側が遺族に謝罪し、解決金 1287 万円を支払う。

遺族側の弁護団によると、全国の元作業員や遺族計約 1500 人が国と建材メーカーの賠償責任を問う「建設アスベスト訴訟」を巡り、メーカーとの和解は初めてになる。

同種の訴訟を巡っては、最高裁が 2021 年 5 月、国と一部の大手メーカーの賠償責任を認める判断を示した。国

は1人当たり最大1300万円を支払う給付金制度の創設などで救済を進めるが、複数の現場を渡り歩く作業員がどの建材で発症したか特定するのは困難だとして、多くのメーカーは今も責任を争っている。

弁護団によると、奈良市の男性は1981～97年、鉄骨に耐火材を取り付ける日本インシュレーションの専属下請け作業員として働き、99年に肺がんのため74歳で亡くなった。

男性の妻（89）は19年5月、国と同社を相手取り提訴。国とは最高裁判決後に和解した。会社側からは22年1月、和解協議の提案があった。男性が日本インシュレーション製の建材のみを長年扱っていたことや妻が高齢になっていることから、協議が進展したという。和解額は国と同額だった。

弁護団長の村松昭夫弁護士（大阪弁護士会）はメーカーの提案で和解が成立したことを評価した上で、「各地の原告が高齢化する中、重要な一歩だ。今回の和解をきっかけに、早期解決の機運が高まってほしい」と話した。

男性の妻は「他の原告もメーカーとの話し合いで早期に裁判を終わらせることができるよう願っています」との談話を出した。

一方、日本インシュレーションは「男性が当社専属であったことなどから、他の訴訟とは別個の特殊事情によるものと判断し、和解に応じた。建設アスベスト訴訟の一環での和解とは考えていない」とのコメントを公表した。

・日本郵便、非正規職が和解　広島地裁、待遇格差訴え

＜共同通信　2022年8月23日＞　https://nordot.app/934700491689312256?c=39546741839462401

広島、岡山両県の日本郵便の非正規社員11人が、待遇に正社員との不当な格差があるとして、同社に差額分の支払いなどを求めた訴訟は23日、広島地裁（絹川泰毅裁判長）で4人が和解した。昨年7月に7人が和解しており、原告全員の和解が成立した。原告側によると、日本郵便側が住宅手当や年末年始勤務手当などに当たる解決金計約256万円を4人に支払う。

非正規社員の待遇改善を求め、2020年2月に154人が全国7地裁で起こした集団訴訟の一つ。20年10月の最高裁判決は、非正規社員の住居手当や有給の病気休暇などがないのは不合理だと判断していた。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・原子力損害賠償紛争審査会による福島県内被災地の現地視察を実施します　　8月29、30日

＜文部科学省　2022年8月23日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agj8ac8zl5rpbWbE

福島県内（福島市、大熊町、浪江町、葛尾村）

目的　・中間指針の見直しも含めた対応の要否の検討に当たり、被害者の意見を聴取すること。

・中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること。

・デブリ年内搬出断念へ　福島第1原発、1年延期か

＜共同通信　2022年8月24日＞　https://nordot.app/935113717937717248

東京電力福島第1原発2号機の溶融核燃料（デブリ）の取り出しについて、政府と東電が目標としていた年内の作業開始を断念する方向で検討していることが24日、関係者への取材で分かった。取り出しに使うロボットアームの開発の遅れなどが原因。東電は1年程度遅らせる方向で調整している。延期は2回目。

事故でできたデブリの取り出しは第1原発の廃炉作業の最難関。政府と東電は、2041～51年に廃炉を完了する目標を維持するが、使用済み核燃料の搬出など他の主要工程も延期が相次いでおり、目標通りにいくかどうかは不透明だ。

[原子力施設全般]

・東電、規制庁に連絡せず試験　柏崎原発で立ち会い要請も

＜共同通信　2022年8月23日＞　https://nordot.app/934691679272894464

原子力規制庁は23日までに、柏崎刈羽原発（新潟県）7号機で不適切な溶接があった配管に関し、再施工後の試験への立ち会いを要請していたにもかかわらず、東京電力が規制庁に連絡しないままに試験を終えていたこと

を明らかにした。

東電の担当者は、異なる段階での立ち会いを想定していたと釈明した上で、「妨害する意図はなく、コミュニケーション不足で認識のすれ違いを生んでしまった。今後は連絡をより密にしていきたい」と話した。

規制庁は東電に対し「説明責任を十分果たすべきだ」と意見。再試験を求めないが、引き続き使用前検査に必要な情報の提供を求めるとしている。

・定期検査中の美浜原発３号機 運転再開の見通し立たず

＜NHK　2022 年 8 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20220824/2000065402.html

福井県美浜町にある関西電力・美浜原子力発電所３号機で冷却水をためるタンクの圧力が規定値を下回り、２３日予定していた運転再開の見通しがつかなくなっていることが関係者への取材でわかりました。

関西電力は詳しい原因を調べています。

定期検査中の美浜原発３号機では、今月１日に装置のボルトが計画書どおり締められていなかったことで、放射性物質を含んだ水の漏れが確認されました。

関西電力は、今月１９日、追加点検の結果を踏まえて工程を判断するという条件で、原子力規制委員会に２３日、運転を再開する予定だと報告していました。

ところが、今月２１日に事故などに備え予備の冷却水を貯める原子炉格納容器内のタンクの圧力が規定値を下回り、一時、原発を運転する社内の保安規定を逸脱したということです。

現在、タンクの圧力は正常な数値に戻っているものの、原因などはわかっていないということで、関西電力が詳しく調べています。

３号機は、放射性物質を含む水の漏れが確認されたことで、今月上旬に計画していた運転再開の時期が見直されていて、関係者によりますと、今回のトラブルで運転再開の見通しが立たない状況となっています。

・核のごみ、処分場の安全要件決定　地下埋設で原子力規制委

＜共同通信　2022 年 8 月 24 日＞　https://nordot.app/934995383113236480?c=39546741839462401

原子力規制委員会は 24 日、原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）を地下深くに埋設する最終処分場の選定過程で、安全確保のために考慮する最低限の要件を正式決定した。火山や活断層などを避けて場所を選ぶべきだとした。

国は高レベル廃棄物を地下 300m より深い場所に埋め、生活環境から隔離して処分する方針。規制委は、13 万～12 万年前以降の活動が否定できない活断層の近くや、火山の中心から 15 キロ以内を避けるべきだとした。海や川による浸食や地盤の隆起、沈降を考慮し深さを確保するよう求めた。

また新たな火山が生じる可能性がある場所などにも注意する必要性を示した。

・原発７基、追加再稼働へ　来夏以降の電力不足解消で―経産省

＜時事ドットコム　2022 年 8 月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082400290&g=eco

経済産業省は２４日、来年夏以降に新たに原発７基の再稼働を目指す方針を固めた。すでに再稼働が認められている１０基と合わせて計１７基を稼働できる態勢とし、電力需給の逼迫（ひっぱく）を解消したい考えだ。

・政府、次世代原発の必要性提示へ　方針転換、運転期間延長も検討

＜毎日新聞　2022 年 8 月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220824/k00/00m/020/108000c

政府は 24 日、次世代原発の建設に向けた議論を本格化させる。同日官邸で開く脱炭素社会への移行に向けた「グリーントランスフォーメーション（GX）実行会議」（議長・岸田文雄首相）で、安全性を高めた次世代原発の活用の必要性を提示する。「原発の新増設とリプレース（建て替え）は想定していない」との従来方針を転換することになる。最長 60 年とされる原発の運転期間延長に向けた制度の変更も検討。長期的に原発を活用し、電力の安定供給と脱炭素化の実現を目指す。

・新型原発、基準策定に時間必要　政府の建設検討で規制委員長

＜共同通信　2022 年 8 月 24 日＞　https://nordot.app/935122064617586688?c=39546741839462401

原子力規制委員会の更田豊志委員長は 24 日の記者会見で、政府が次世代型原発の建設を検討することに関し「前もって規制の準備をする必要があり、政府がどんな炉型を考えているのか関心を持たざるを得ない」と述べた。次世代型に対応する新たな規制基準の策定には時間がかかるとの認識を示した。

更田氏は、欧米で既に建設された新型軽水炉の場合でも、基準策定には最低で 1 年半から 2 年は必要だと説明。開発、実証段階にある小型モジュール炉などは 2 年以上はかかるとした。

更田氏は「どんな設計かで大きく違ってくる。まずは推進側で計画が具体化され、炉型の提案を受けることが大事だ」と述べた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 8 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Pdhiij4BZFeEHpGvY

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年８月 24 日版）

＜厚生労働省　2022 年 8 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T6oQ-ExzFiX2bODdY

◇人口 1 割、感染継続か　インフルの 10 倍、新型コロナ

＜共同通信　2022 年 8 月 24 日＞　https://nordot.app/934710944276709376?c=39546741839462401

新型コロナウイルス感染症が現在の世界的な大流行「パンデミック」から、地域内で流行を繰り返す「エンデミック」と呼ばれる状態に移行しても、数年間は人口の 10％程度が常に感染している状態が続くとの試算結果を、京都大の西浦博教授らのチームが 23 日までにまとめた。

見込まれる感染規模は季節性インフルエンザの約 10 倍。「普通の感染症」とみなされるようになった後も、数万人単位の感染者が出る恐れがある。西浦教授は「エンデミック期でも医療逼迫が続くことが十分に想定される。新たなワクチン開発を含めた計画的な対応が必要だ」と訴えている。

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 8 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_ZMpBAvSnmqNxmBY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 8 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1bq94HD_68hFVshY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 254 号）

［官報］　令和４年８月 24 日　特別号外　第 69 号　1 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220824/20220824t00069/20220824t000690001f.html

〇厚生労働省告示第 254 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年８月 24 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第一の二 一　（略） 二　一般用ＳＡＲＳコロナウイルス抗原キット	別表第一の二 一　一般用黄体形成ホルモンキット （新設）

・医薬品医療機器等法に基づく一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの承認について
＜厚生労働省　2022 年 8 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S64U_Eh3EiHya0XZY
・新型コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付参加市町情報を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 8 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=fZgk0U8NMWHv25_vY

・「BA・5」対応ワクチン申請　米 FDA にファイザー
＜共同通信　2022 年 8 月 23 日＞　https://nordot.app/934677618029920256?c=39546741839462401
・モデルナも改良ワクチン申請　ファイザーに続き―米
＜時事ドットコム　2022 年 8 月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082400260&g=int

・ワクチン・薬開発費に 5 倍超要求　厚労省、23 年度 39 億円を計上
＜共同通信　2022 年 8 月 22 日＞　https://nordot.app/934422638575845376?c=39546741839462401

◇マスコミ報道　見出し
・下水、感染確認前にウイルス増加　東京五輪選手村、北大調査
＜共同通信　2022 年 8 月 23 日＞　https://nordot.app/934462544306913280?c=39546741839462401
****
[3] 環境関連法改正情報（2022 年 7 月分）を更新しました
＜産業環境管理協会(JEMAI)　2022 年 8 月 15 日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/
****
[4] 化学兵器禁止法に基づく指定物質の令和５年（１月～１２月）製造等・使用予定数量に関する届出について
＜経済産業省　2022年8月19日＞　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html
　１．届出期限について（届出期限：令和4年9月30日（金））
　→ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/todokede_kigen.pdf
　２．電子届出（電子申請）開始に関するお知らせ
　　今回の届出より電子届出をご利用いただけます。詳細については下記のURLを ご参照ください。
　○化学兵器禁止法指定物質・有機化学物質等の電子届出（電子申請）開始の お知らせ・移行のお願い
　→ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/denshi/annai.pdf
　○化学兵器禁止法指定物質・有機化学物質等電子申請パンフレット
　→ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/denshi/pamphlet.pdf
　○化学兵器禁止法に基づく指定物質・有機化学物質等電子届出（電子申請）
　　マニュアル
　→ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/denshi/manual.pdf
　（ご参考）化学兵器禁止法に基づく届出・申告関係のホームページ
　→ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html
****
[5] 「化学物質ＧＬＰ査察実施要領」の留意事項（人健康影響）について（令和４年８月 12 日薬生薬審発 0812 第１号）
＜厚生労働省　2022 年 8 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220815I0020.pdf

薬生薬審発 0812 第１号
令和４年８月 12 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
医 薬 品 審 査 管 理 課 長

「化学物質ＧＬＰ査察実施要領」の留意事項（人健康影響）について

「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について」(平成23年３月31日付け薬食発 0331 第８号、平成 23・03・29 製局第６号、環保企発第 110331010 号厚生労働省医薬食品局長、経済産業省製造産業局長及び環境省総合環境政策局長連名通知。以下「化学物質ＧＬＰ」という。）が適用される試験施設に対する化学物質ＧＬＰ査察の実施手続等については､「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」（平成 23 年３月 31 日付け薬食発 0331 第９号、平成 23・03・29 製局第７号、環保企発第 110331011 号厚生労働省医薬食品局長、経済産業省製造産業局長及び環境省総合環境政策局長連名通知。以下「試験成績取扱通知」という。）及び「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準に基づく査察実施要領について」（平成 25 年 12 月 26 日付け薬食発 1226 第６号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「査察実施要領通知」という。）で定めており、化学物質ＧＬＰ査察の実施に当たり、査察官及び届出者等が留意すべき事項（以下「留意事項」という。）については、「「化学物質ＧＬＰ査察実施要領」の留意事項について」（平成 25 年 12 月 26 日付け薬食化発 1226 第１号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知。以下「旧留意事項通知」という。）で定められているところである。

今般、試験成績取扱通知の改正等を踏まえ、留意事項を下記のとおり定める。

なお、旧留意事項通知は、本通知の発出をもって廃止する。

記

１．化学物質ＧＬＰ査察について

（１）査察前訪問について

試験成績取扱通知別添の２（１）の規定に基づき申請書を提出した試験施設が、過去一度も化学物質ＧＬＰの適合確認を受けていない場合､査察官は必要な情報を得るため､査察前に当該施設を訪問することができる。

（２）化学物質ＧＬＰチェックリストについて

「化学物質ＧＬＰチェックリスト（別添１）」は化学物質ＧＬＰ査察の際、査察官が調査すべき項目等の目安として用いるものである。

調査すべき項目は査察対象施設の対象試験、組織体制等により異なるため、査察官は必要に応じて調査すべき項目の追加及び削除を行うことができる。

（３）過去３年間化学物質ＧＬＰ試験の実施実績がない試験項目等について

以前は実施実績があったものの、申請日から起算して過去３年間化学物質ＧＬＰ試験の実施実績がない試験項目を申請する場合及び新たな試験項目の適合確認を申請する場合は、査察対象となる個別の試験の取扱い等について、適宜、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室まで相談されたい。

（４）コンピュータバリデーションについて

データの集計､保存等をコンピュータを用いて行う施設においては､「コンピュータバリデーションチェック事項（別添２）」を参考として、コンピュータの信頼性を確保することが望ましい。

（５）適合確認の有効期間について

査察実施要領通知別添の８の２）に定める適合確認の有効期間は査察開始日から起算して３年間とする。

２．指導事項又は指示事項について

査察実施要領通知別添の５の２）の（４）に規定する指導事項又は指示事項の分類及び措置は別添３のとおりとする。

３．医薬品ＧＬＰ又は安衛法ＧＬＰの適用を受ける試験施設の取扱いについて

「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成９年厚生省令 21 号）で定める基準（以下「医薬品ＧＬＰ」という。）又は「労働安全衛生規則第 34 条の３第２項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準」（昭和 63 年労働省告示第 76 号。以下「安衛法ＧＬＰ」という。）に適合する試験施設に対する査察については、次のとおり取り扱うこととする。

（１）届出者等の取扱いについて

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第３条若し

くは法第７条に基づく新規化学物質の製造、輸入若しくは輸出に係る届出、法第 10 条第１項に基づく優先評価化学物質の性状に関する試験の結果の提出又は法第 10 条第２項若しくは法第 14 条第１項の優先評価化学物質若しくは監視化学物質に係る有害性の調査の結果の報告に際し添付された試験成績が以下のいずれかに該当する場合は、原則として化学物質ＧＬＰ査察は行わないものとする。ただし、当該試験成績の信頼性に疑問がある等の理由により、当該試験施設に対して査察を行う必要があると医薬・生活衛生局長が認めた場合は、査察を行うことがある。

① 医薬品ＧＬＰ実地調査の結果、評価が適合であった試験施設において、当該調査に係る適合確認を受けた日から起算して３年以内に終了した試験によって得られた試験成績（当該調査により医薬品ＧＬＰに適合していると確認された試験項目の範囲内の試験成績に限る。）。

② 安衛法ＧＬＰ査察の結果、評価が可であった試験施設において、当該査察が終了した日から起算して３年以内に終了した試験によって得られた試験成績（当該査察により安衛法ＧＬＰに適合していると確認された試験項目の範囲内の試験成績に限る。）。

（２）確認申請者の取扱いについて

試験成績取扱通知の別添「試験施設に関する基準適合確認実施要領」に基づき、医薬・生活衛生局長あてに確認申請を行った確認申請者の当該申請に係る試験施設が医薬品ＧＬＰ実地調査の結果、評価が適合であった場合又は安衛法ＧＬＰ査察の結果、評価が可であった場合は、原則として化学物質ＧＬＰ査察は行わないものとする。ただし、当該試験施設に対して査察を行う必要があると医薬・生活衛生局長が認めた場合は、査察を行うことがある。

（３）化学物質ＧＬＰでの判定結果について

（１）又は（２）に基づき化学物質ＧＬＰ査察を行わなかった施設については、査察実施要領通知別添の８の２）「７の２）の評価結果に基づき」を「医薬品ＧＬＰ又は安衛法ＧＬＰの評価結果及び提出資料に基づき」と読み替えるものとする。

その際、原則として医薬品ＧＬＰで適合又は安衛法ＧＬＰで可と判定された場合、化学物質ＧＬＰにおいても「可」と判定し、適合確認を行うものとする。

化学物質ＧＬＰと医薬品ＧＬＰの試験項目の対応については、別添４を参照すること。

（４）適合確認の有効期間について

（３）に基づき化学物質ＧＬＰの適合確認を受けた試験施設については、確認申請時に提出された医薬品ＧＬＰ又は安衛法ＧＬＰにおける適合確認書の有効期間を化学物質ＧＬＰにおける適合確認の有効期間とみなす。

なお、医薬品ＧＬＰの評価結果及び提出資料に基づき化学物質ＧＬＰの適合確認（以下「今回の適合確認」という。）を行うに当たっては、化学物質ＧＬＰの有効期間の起算日の取扱いが変更されたこと等に伴い、前回の適合確認の有効期間の満了日と今回の適合確認の有効期間との間に空白期間が生じた場合には、前回の適合確認から継続して化学物質ＧＬＰに適合していると確認された試験項目の範囲内に限り、当該空白期間についても有効期間が継続しているとみなすものとする。

また、試験施設の基準適合確認に係る所定の申請を行ったにもかかわらず、災害その他やむを得ない理由により、有効期間を経過する日の前日までに基準への適合確認に係る通知がなされなかった場合の取扱いについては、試験成績取扱通知の別添「試験施設に関する基準適合確認実施要領」の３ 確認の⑷の取扱いによるものとする。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました（最新２週間（令和４年７月 15 日～令和４年７月 29 日）の海外情報）

＜内閣府食品安全委員会　2022 年８月 15 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=7&from_day=15&to=struct&to_year=2022&to_month=7&to_day=29&max=100

◇食品安全情報(化学物質)No.17(2022)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 8 月 18 日＞
http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202217c.pdf
****

[7] ***廃棄物関係***

◇令和２年度における小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について
＜環境省　2022 年 8 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00452.html
１．使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）に基づく令和２年度のリサイクルの実施状況等を取りまとめました。
２．使用済小型電子機器等の回収量は 102,489 トン（前年度比４%増）となり、本法施行以来最多となりました。
３．回収された使用済小型電子機器等から再資源化された金属の量は 52,222 トン（前年度比 10%増）となりました。
【詳細】
　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）は、一般消費者が通常生活の用に供している小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する法律です。
　令和２年度における小型家電の回収量は 102,489 トン（前年度比４%増）となり、小型家電リサイクル法施行以来最多となりました。内訳は市区町村による回収量が 61,646 トン（前年度比５%増）、認定事業者による回収量が 40,844 トン（前年度比２%増）となっています。
　１人１年当たりの小型家電回収量は全国平均で 532g（前年度比７%増）となりました。
　回収された小型家電から再資源化された金属は 52,222 トン（前年度比 10%増）となりました。
　（参考）使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標
　使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関しては、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」（改正　令和３年３月１日経済産業省・環境省告示第１号）において、令和５年度までに１年当たり 14 万トン、１人１年当たりに換算すると約１kg との目標が定められています。
添付資料
資料１　小型家電リサイクル法の概要
　　https://www.env.go.jp/content/000065101.pdf
資料２　令和２年度における小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について
　　https://www.env.go.jp/content/000065103.pdf
資料３　認定事業者による再資源化実績
　　https://www.env.go.jp/content/000065104.pdf

◇小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について取りまとめました（令和２年度分）
＜経済産業省　2022 年 8 月 23 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220823002/20220823002.html?from=mj
経済産業省及び環境省は、市町村及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づく認定事業者が回収した使用済小型電子機器等（小型家電）の量及び再資源化された量を公表しています。
令和２年度における、回収量は 102,489 トンとなり、令和元年度に比べて 4%増加し、小型家電リサイクル法施行以来最多となりました。また、回収された小型家電から再資源化された金属の量は 52,222 トンとなりました。
1. 小型家電リサイクル法の概要
平成 25 年４月に施行された小型家電リサイクル法は、パソコン、携帯電話、デジタルカメラやゲーム機等の小型家電に含まれるレアメタルや有用金属等を回収し、再資源化を促進することを目的としています。
小型家電は、市町村による回収のほか、経済産業省及び環境省の認定を受けた認定事業者が、家電量販店等を通じて家電量販店等の店頭や商品配送時に小型家電を引き取ったり、消費者が小型家電を持ち込む拠点を設置してしたりして、回収しています。（資料１参照）

2. 小型家電の回収実績
令和２年度に、市町村及び認定事業者が回収した小型家電は 102,498 トン（前年度比 4%増）となり、内訳は市町村による回収量が 61,646 トン（前年度比 5%増）、認定事業者による回収量が 40,844 トン（前年度比 2%増）となっています。（資料２参照）
3. 認定事業者による再資源化実績
令和２年度に認定事業者が引き取った小型家電は 101,942 トンとなり、うち 2,009 トンが再使用されています。また再使用された分を除いた 99,933 トンが認定事業者によって処理されており、うち再資源化された金属の重量は 52,222 トン（前年度比 10%増）、再資源化されたプラスチックの重量は 7,529 トン（前年度比 29%増）となっています。（資料３参照）
関連資料
小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等についてとりまとめました（令和２年度分）資料１ 小型家電リサイクル法の概要等
https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220823002/20220823002-1.pdf
資料２ 小型家電の回収実績
https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220823002/20220823002-2.pdf
資料３ 認定事業者による再資源化実績
https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220823002/20220823002-3.pdf
---

◇<u>産廃に汚染された島、撤去始まり 20 年たっても見えぬ回復　豊島の今</u>
＜朝日新聞　2022 年８月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8Q6RJ4Q8JPTLC01H.html
　豊島（てしま　香川県土庄町）に大量に不法投棄された産業廃棄物の撤去が始まってから約 20 年。今月、県が管理している産廃投棄現場を住民に引き渡す際の諸条件が合意に達し、処理事業は一定のめどが立ちつつある。だが、いつ住民が望む元の島の姿に戻るのかは見通せない。
「栗林（くりばやし）ばく」は朝日新聞高松総局の公式キャラクター。
　栗林ばく　豊島では一体何があったの？
　A　1978 年に県が処理業者に、ミミズによる汚泥や木くず処分の産廃事業を許可したんだ。でも業者は 80 年代から、許可外の自動車の破砕くずなどを不法投棄し、野焼きをするようになった。投棄は兵庫県警が 90 年に強制捜査に着手するまで続いたよ。
　産廃の撤去を求めて豊島の住民は、県に公害調停を申し立て、2000 年６月に成立。当時の真鍋武紀知事が住民に謝罪し、17 年３月までに産廃を撤去することを約束したんだ。
　撤去作業は 03 年に本格的に始まって、一度は 17 年３月末に完了したとされた。でも、その後も新たな産廃が発見され、19 年７月にやっと撤去が終わったんだ。撤去量は 91・3 万トンにも上ったよ。撤去後は、汚染された地下水の浄化が進められているんだ。
　ばく　今はどういう状況なの？
　A　21 年夏に、地下水を海…
****
[8] *<u>温暖化対策関係</u>*
◇<u>令和４年度国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務の実施について</u>
＜環境省　2022 年８月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00447.html
(1) 環境省では、地域の気候変動影響の把握や、地域住民の気候変動適応への理解促進を目的として、令和元年度より「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」を行っています。
(2) 本年度は、北海道、栃木県、埼玉県、富山県、長野県、京都府／京都市、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県及び那須塩原市に本業務を委託し、実施します。
概要
　気候変動は、農林水産業や自然生態系、健康、風水害など多岐にわたる影響を及ぼしています。また、気候変動影響の範囲や規模は全国一律ではなく、それぞれの地域の地形や気候、経済社会状況によって様々であるため、

地域の実情に合わせたきめ細やかな気候変動適応策を実施していく必要があります。

環境省では、地域の実情に応じた気候変動適応の取組促進を目指し、令和元年度から「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」を実施しており、今年度で４年目を迎えました。この度、令和４年度に事業を実施する 13 の地方公共団体が決定しましたのでお知らせします。

本業務は、気候変動適応法に基づき設置された地域気候変動適応センターが主体となって、地域で農林水産業に従事する方や企業、学校等と連携した観測及び意見交換、地域に住む方向けのアンケートやワークショップ等を通じて、日頃の業務や生活の中で感じている気候変動影響に関する情報を収集し、地域特有の気候変動影響を分析・抽出するとともに、その結果をホームページやリーフレット等を通じて情報提供することで、地域の気候変動影響に関する理解促進を図ることとしています。また、収集・分析を行った地域の気候変動影響に関する情報は、地域気候変動適応センターにおいて更に分析を深めて将来予測を実施することで、地方公共団体が策定する地域気候変動適応計画や適応策の検討に活用していくことが期待されます。

今年度の受託地方公共団体

北海道、栃木県、埼玉県、富山県、長野県、京都府／京都市、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県及び那須塩原市

内容

情報収集

- 農業組合、漁業組合との連携
- 畜産農家との連携
- 文化・伝統・観光に関わる組織･団体との連携
- 市町村との連携
- 区域内の学校（小中高校・大学）との連携
- 地元新聞社との連携
- 地域住民向けワークショップ
- 気候変動の影響と思われる変化の事例収集
- 地場産業への影響の情報収集
- 熱中症予防・暑熱対策に向けた情報収集
- 企業の適応策の情報収集　等

分析、妥当性の確認

- 文献調査
- 専門家へのヒアリング　等

将来予測の実施

- 水稲に関する影響予測
- 柑橘類に関する影響予測
- 土砂災害に関する影響予測
- 降雨の影響予測及び生態系を活用した適応策の検討　等

公表・普及啓発

- シンポジウム、ワークショップ等の開催
- リーフレットの作成
- ホームページへの公開　等

（参考）

令和元年度から令和３年度における本業務の成果報告書

https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/kokuminsanka/index.html

---

◇地球温暖化、農作物７０品目に深刻なダメージ　品質低下や収穫量減少　コメ、野菜、果物、豆類…食卓が脅かされる

＜共同通信　2022 年 8 月 23 日＞　https://nordot.app/929312614628786176?c=39546741839462401

６月、日本列島の多くの地域が早過ぎる酷暑に見舞われた。地球温暖化が進めば、こんな猛暑が日常になる日が来るかもしれない。こうした気候変動に翻弄され、影響が国内で既に表れている分野の一つが農業だ。

共同通信が５～７月、都道府県を対象にした調査では、高温などで「品質低下」や「収穫量減」といった影響が出ている農作物は７０品目以上という深刻な状況が判明した。一方で、環境の変化に適応しようと、多くの産地で新たな作物栽培や品質改良への挑戦が始まっている。各地の風土に合わせて農家が生産を続けてきた現場は様変わりしつつある。

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（エトフェンプロックス等９品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220129&Mode=0

◇第10版食品添加物公定書の作成のための「食品、添加物等の規格基準」の改正に係る意見募集について（周知依頼）

＜厚生労働省　2022年8月16日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186592_00007.html

---

◇「化学物質の輸出承認について」等の一部改正案に対する意見募集について

＜経済産業省　2022年8月19日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222057&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（案）」に対する意見の募集（パブリック・コメント）の実施結果について

＜環境省　2022年8月17日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220011&Mode=1

[調査結果]

◇平成22年　国民生活基礎調査の概況の数値誤り等について

＜厚生労働省　2022年8月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=fZgiyn5BJBfEXtvvY

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-220824.pdf

◇地方教育行政の現状一新教育委員会の現状に関する調査

＜文部科学省　2022年8月23日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agj8ac8zl5rpbWb

---

◇教育委員会の現状に関する調査（令和２年度間）

＜文部科学省　2022年8月23日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agj8ac8zl5rpbWbK

****

[10] ***その他省庁発表***

◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第115号）

［官報］ 令和４年８月25日　本紙　第804号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220825/20220825h00804/20220825h008040002f.html

---

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第1336号）

［官報］ 令和４年８月 25 日　本紙　第 804 号　3～6 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220825/20220825h00804/20220825h008040003f.html

---

◇大学等の設置者変更の認可の諮問について
＜文部科学省　2022 年８月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agj8ac8zl5rpbWbH
大学等の設置者変更に係る認可について（諮問）
大学　１校　　短期大学　１校

◇全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました
～答申での全国加重平均額は昨年度から 31 円引上げの 961 円～
＜厚生労働省　2022 年８月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9ZqdwFDfy-hldOhY
厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和４年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。
これは、８月２日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和４年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。
答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月１日から 10 月中旬までの間に順次発効される予定です。

令和４年度　地方最低賃金審議会の答申のポイント

●47 都道府県で、30 円～33 円の引上げ（引上げ額が 30 円は 11 県、31 円は 20 都道府県、32 円は 11 県、33 円は５県）
●改定額の全国加重平均額は 961 円（昨年度 930 円）
●全国加重平均額 31 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
●最高額（1,072 円）に対する最低額（853 円）の比率は、79.6%（昨年度は 78.8%。なお、この比率は８年連続の改善）

（別紙）令和４年度地域別最低賃金額答申状況
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000978544.pdf
（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000978545.pdf

****

[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・食品安全委員会 農薬第四専門調査会（第 18 回）の開催について　　８月３１日、非公開
＜内閣府　2022 年８月 23 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai4_senmon_18.html
（１）農薬（アミスルブロム、メタアルデヒド）の食品健康影響評価について
（２）その他

・第１回　医薬品の迅速かつ安定的な供給のための流通・薬価制度に関する有識者検討会」を開催します
８月 31 日
＜厚生労働省　2022 年８月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_ZMpBAvSnmqMLCBY
・ 医薬品業界の現状と課題等
・ その他

・第７回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　開催案内　　８月 31 日
＜厚生労働省　2022 年８月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_ZMpBAvSnmqMLaBY
（１）請求事案の審査
（２）その他

・特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　　８月 31 日
＜厚生労働省　2022 年８月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9ZshDAPalmKEJehY
（１）請求事案の審査
（２）その他
・第 16 回電気設備自然災害等対策ワーキンググループ　　８月 29 日
＜経済産業省　2022 年８月 24 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47046
1. 令和４年３月に発生した福島県沖地震の被害とその対応のまとめ
・新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会　　８月 23 日
＜厚生労働省　2022 年８月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j2rWy73_w5MdKWIdY
・ 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の 担い手を確保するための対応の在り方について
・ 団体へのヒアリングについて
・情報委員会（第 27 回）の開催について 【オンライン会議】　　８月 30 日
＜文部科学省　2022 年８月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agj8ac8zl5rpbWbG
1. 第 26 回情報委員会（書面調査）の結果、プログラム評価について
2. 総合科学技術・イノベーション会議による中間評価を受けた AIP の進め方について
3. 研究 DX を支える学術情報基盤の整備について
4. その他

[開催記録、報告、資料等]
・薬学系人材養成の在り方に関する検討会　とりまとめ
＜文部科学省　2022 年８月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agj8ac8zl5rpbWbF
６年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ
https://www.mext.go.jp/content/20220823-mxt_igaku-000024615_1.pdf
****

[12] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・武田がワクチン海外販売へ　国内製薬初か、デング熱
＜共同通信　2022 年８月 23 日＞　https://nordot.app/934697488067264512?c=39546741839462401

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年８月 23 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220823_5.html
・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について
＜農林水産省　2022 年８月 23 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220823.html
---

◇*その他*

・理工系拡充へ学部再編を支援　文科省、基金設立
＜共同通信　2022 年８月 232 日＞　https://nordot.app/934695712145440768?c=39546741839462401
文部科学省は、デジタルや脱炭素といった成長分野の人材育成のため、既存の学部を再編して理工系学部を新設・拡充する大学を財政的に支援する基金の創設を決めた。2023 年度の創設を目指し、早ければ今秋に予定される臨時国会に関連法案を提出する方針。23 年度予算案の概算要求に 100 億円を計上するとともに、今後編成予定の 22 年度第２次補正予算でも必要額を確保する。関係者への取材で 23 日、分かった。
基金は独立行政法人「大学改革支援・学位授与機構」に設け、複数年で数千億円規模を目指す。支援対象には大学だけでなく、高専も含める。

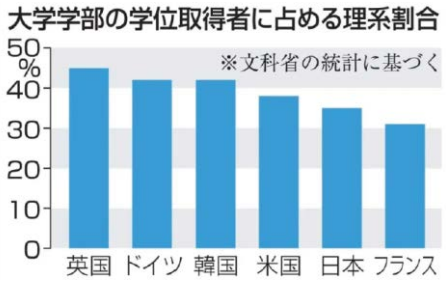
大学学部の学位取得者に占める理系割合
※文科省の統計に基づく
50
%
40
30
20
10
0
英国
ドイツ
韓国
米国
日本
フランス

********** 以上 **********